

令和5年度第2回朝霞市地域密着型サービス運営委員会次第

日 時 令和6年1月29日（月）
午後2時45分～午後3時45分
会 場 市民会館（ゆめぱれす） 会議室 梅

1 開 会

2 議 題

（1）地域密着型サービスの現状について（報告事項・審議事項）

- 資料1 市内地域密着型サービス事業所一覧（令和5年12月1日現在）（報告事項）
- 資料2 地域密着型サービスにおける他市との協議状況（令和5年1月～令和5年12月）（報告事項）
- 資料5 他区市町村地域密着型（介護予防）サービス利用指針（案）（審議事項）
- 資料6 令和6年度以降の公募予定概要の公表について（審議事項）
- 資料7 指定の条件付加について（案）（審議事項）

（2）地域密着型サービス事業者指導等実施状況について（報告事項）

- 資料3 令和4年度朝霞市地域密着型サービスに係る指導等実施状況（報告事項）
- 資料4 令和4年度介護保険事業所事故報告統計（年計）（報告事項）

（3）その他

3 閉 会

市内地域密着型サービス事業所一覧(令和5年12月1日現在)

資料1

圏域	地域包括支援センター	地域密着型サービス							
		グループホーム	認知症対応型 デイサービス	小規模 デイサービス	小規模多機能	看護小規模 多機能	特定施設 入居者 生活介護	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	小規模特養
第1圏域	内間木苑	ときわ (18名)		あさひデイサービス朝霞事業所 (10名)					
				スリーベルデイ朝霞 (10名)					
第2圏域	つつじの郷			TMG療養デイサービスあい (7名)				ミアヘルサ 定期巡回サービス 朝霞	
第3圏域	モーニング パーク	彩花 (18名)		リハビリ型デイサービス てんとうむし(10名)				そよ風定期巡回 あさか	朝霞苑 (29名)
				だんらんの家 朝霞 (10名)					
				樹楽 朝霞本町 (10名)					
				リハビリスタジオ オアシス (18名)					
第4圏域	ひいらぎの里								
第5圏域	朝光苑	桜ヶ丘 (18名)		リハプライド・朝霞幸 (18名)	多機能ホーム 桜ヶ丘 (29名)				
第6圏域	あさか中央	つつじの里 (27名)	ひいらぎの里 溝沼 (12名)	介護予防安心のおせわ〜く広場 (14名)	多機能ホーム 安心のおせわ〜く (29名)				
		ひいらぎの里 (15名)							
		ミアヘルサ きずなホーム朝霞 (18名)	ひいらぎの里 (24名)	デイサービスセンター ひいらぎの里 (10名)					

地域密着型サービスにおける他市との協議状況（令和5年1月～令和5年12月）

資料2

(1) 他市へ同意を求めたもの

協議月	相手方	事業所名	利用者概況	利用サービス	同意の有無 (無しの場合は その理由)
令和5年7月	新座市	地域密着型通所介護 くーねるの里	要介護2	地域密着型通所介護	有
令和5年8月	志木市	リハビリスタジオオアシス志木	要介護1	地域密着型通所介護	有
令和5年9月	新座市	地域密着型デイサービス七福新座	要介護3	地域密着型通所介護	有

(2) 他市から同意を求められたもの

協議月	相手方	事業所名	利用者概況	利用サービス	同意の有無 (無しの場合は その理由)
令和5年2月	新座市	TMG療養デイサービスあい	要介護5	地域密着型通所介護	有
令和5年6月	新座市	多機能ホーム 安心のおせわ〜く	要介護2	小規模多機能型居宅介護	有
令和5年6月	新座市	TMG療養デイサービスあい	要介護2	地域密着型通所介護	有
令和5年6月	志木市	TMG療養デイサービスあい	要介護5	地域密着型通所介護	有
令和5年7月	新座市	TMG療養デイサービスあい	要介護4	地域密着型通所介護	有
令和5年7月	志木市	TMG療養デイサービスあい	要介護5	地域密着型通所介護	有
令和5年8月	新座市	TMG療養デイサービスあい	要介護4	地域密着型通所介護	有
令和5年10月	新座市	TMG療養デイサービスあい	要介護1	地域密着型通所介護	有
令和5年10月	志木市	スリーベルデイ朝霞	要介護3	地域密着型通所介護	有
令和5年11月	志木市	リハビリスタジオオアシス	要介護2	地域密着型通所介護	有
令和5年11月	志木市	あさひデイサービス あさか事業所	要介護3	地域密着型通所介護	有
令和5年11月	志木市	リハビリスタジオオアシス	要介護1	地域密着型通所介護	有
令和5年11月	志木市	リハビリスタジオオアシス	要介護1	地域密着型通所介護	有
令和5年11月	志木市	リハビリスタジオオアシス	要介護1	地域密着型通所介護	有
令和5年11月	志木市	リハビリスタジオオアシス	要介護1	地域密着型通所介護	有
令和5年11月	志木市	リハビリスタジオオアシス	要介護1	地域密着型通所介護	有
令和5年11月	志木市	リハビリスタジオオアシス	要介護1	地域密着型通所介護	有
令和5年12月	志木市	リハビリスタジオオアシス	要介護1	地域密着型通所介護	有
令和5年12月	志木市	TMG療養デイサービスあい	要介護4	地域密着型通所介護	有

令和 4 年度朝霞市地域密着型サービスに係る指導等実施状況

1. 集団指導

- ・令和 4 年度実施日：令和 4 年 8 月 23 日（火）
指導内容：指導方針、指導結果、地域密着型サービスの運営基準

2. 運営指導

- ・令和 4 年度実施日程：令和 4 年 6 月、令和 4 年 12 月～令和 5 年 1 月
実施対象：地域密着型サービス事業所 3 事業所
居宅介護支援事業所 5 事業所

内訳：地域密着型通所介護（小規模デイサービス） 2 か所
地域密着型介護福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）
1 か所

主な指導内容：個人情報適切な管理、業務継続計画の策定等

令和4年度介護保険事業者事故報告統計(年計)

資料4

サービス種類/事故種別	骨折	やけど	感染症・結核	打撲・捻挫・脱臼	切傷・擦過傷	その他の外傷	誤嚥	転倒・転落	誤薬、与薬もれ等	職員の不祥事	救急搬送	離設・行方不明	施設事故	死亡	その他	総計
訪問入浴介護	1															1
訪問介護	1	1				1		2						1	1	7
認知症対応型共同生活介護	5		2		1			4	3		7	1				23
特定施設入居者生活介護等	28		6	10	8	1	3	38	54	1	3			4	1	157
通所介護	2							1								3
地域密着型通所介護	2			1					1		2		1			7
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1							2								3
短期入所生活介護	1							2								3
小規模多機能居宅介護	1															1
介護老人保健施設	2		2	1				3		1			1		1	11
介護老人福祉施設	23		1	1	2			1	3		1					32
介護医療型医療施設	2															2
総計	69	1	11	13	11	2	3	53	61	2	13	1	2	5	3	250

審議事項

他区市町村地域密着型（介護予防）サービス利用指針（案）

1 地域密着型（介護予防）サービスの基本原則

地域密着型（介護予防）サービスは、要介護者等が出来るだけ住み慣れた地域で生活し続けることを支えるために、その地域に添ったサービスを提供するため、区市町村が指定や監督を行うサービスです。このため、区市町村の被保険者は、その区市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用することが原則となります。

ただし、他の区市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所についても、被保険者からの利用希望の申立に基づき、利用希望のある地域密着型（介護予防）サービス事業所が所在している区市町村と協議の上、例外的に、被保険者が他の区市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所を利用することが可能となる場合があります。

2 地域密着型（介護予防）サービス事業所の例外的な利用

他区市町村に所在する事業所を利用すること及び他区市町村の被保険者が朝霞市の事業所を利用することについては、利用希望の申立ごとに適切に判断することとなっており、本市は下記の指針とします。

（1）朝霞市被保険者が他区市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所を利用するために求める基準等

- ア 朝霞市内に利用を希望する同一サービス種別の指定地域密着型（介護予防）サービス事業所が市内にない場合、又は定員に空きがない場合
- イ 他区市町村に在住する親族宅等に一時滞在する場合などで、他区市町村の事業所を利用する必要がある場合
- ウ 虐待等のやむを得ない理由がある場合
- エ そのほか、他区市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービスを利用する必要性がある場合

(2) 他区市町村の被保険者が朝霞市に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所を利用するために求める基準等

(1)と同様の基準で判断します。

なお、下の表のとおり、朝霞市の被保険者の利用枠を確保するため、他区市町村の被保険者の割合を制限した上で、利用を認めることとします。

ただし、各サービス事業所の他区市町村の被保険者における定員等の割合が下の表に記載される各サービスの他区市町村の被保険者の割合を超えていても、事業所の定員に対する利用人数に空きがあれば例外的に利用を認める場合があります。

	サービス種別	他区市町村の被保険者の割合
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	登録利用者数の2割 (住所地特例対象者を除く)
②	看護小規模多機能型居宅介護・ (介護予防)小規模多機能型居宅介護	登録定員の2割 (住所地特例対象者を除く)
③	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・ (介護予防)認知症対応型共同生活介護	入所者定員の2割
④	(介護予防)認知症対応型通所介護・ 地域密着型通所介護・療養通所介護	利用者定員の2割 (住所地特例対象者を除く)

3 地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定手続き

- ・利用を希望する他区市町村の地域密着型（介護予防）サービス事業所が本市の指定を受けているか確認してください。
- ・本市から指定を受けていない事業所の場合、当該事業所から、本市へ新規指定申請が必要となります。既に、指定を受けている事業所の場合は、新規指定申請は不要です。

※ 新規指定事務手続き及び他区市町村との協議手続きには、1か月以上時間を要します。

※ 既に指定を受けている事業所を希望する場合には、他区市町村との協議手続きに2～3週間程度時間を要します。

※ 他区市町村の被保険者が朝霞市の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の必要な手続きについては、利用を希望されている方のお住まいの区市町村へ確認してください。

4 留意事項

ア 利用希望の申立は、利用者ごとに行う必要があります。

イ 住所地特例者の地域密着型（介護予防）サービスの利用については、住所地特例の対象施設に入所し、住民票も当該施設に異動している方は、住所地の区市町村の地域密着型（介護予防）サービスの利用希望の申立をすることなく利用することができます。（P2に掲載している表の①、②及び④のみ）

審議事項

令和 6 年度以降の公募予定概要の公表について

審議内容

本委員会でご承認いただいた後、下記の公募予定概要を公表してよろしいか。

※公募を行う前には、改めて、本委員会を開催し、事業者公募に係る詳細な期間、選考基準及び審査方法について掲載された公募要項をご審議いただく予定です。

公募予定概要（案）

朝霞市では、第 9 期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和 6 年度～令和 8 年度)に基づき、介護が必要になった高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、市内の整備状況を考慮しながら、地域密着型サービスの基盤整備を進めており、第 9 期計画については、看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備することとなり、その運営する法人について公募を行います。

① 公募する地域密着型サービスの種類等

看護小規模多機能型居宅介護を 1 か所整備します。

なお、看護小規模多機能型居宅介護と次の施設との併設も可能とします。

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム(定員 29 名以下))

※他の広域型サービス事業所等との併設はご相談ください。

② 公募スケジュール

令和 6 年度上半期に公募を実施し、その年度中に公募事業者を選定のうえ、令和 8 年 3 月 1 日までにサービス提供を開始する。

③ 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金

埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用した補助を予定しています。補助の有無、補助内容・金額等については、埼玉県の要綱で定められるため、最新の状況を把握するように努めてください。

審議事項

指定の条件付加について（案）

審議内容

・令和7年度以降、以下の対象サービス種別の指定を行う際には、指定決定通知書の中に定員を記載することで、原則、定員数の変更は不可とし、定員の変更を検討する際には、市に対し、事前の相談を求めることとしてよろしいか。

（対象サービス種別）

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護付有料老人ホーム等）
- ・地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

（実施理由）

第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間中、対象サービス種別については、以下の理由で新規指定を原則行わないこととなりました。

しかし、既存の事業所においては定員の変更を行うことが可能となっており、新規指定を原則行わないことと併せて、定員の変更に制限を掛けることが理由となります。

（新規指定を実施しない理由）

・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護付有料老人ホーム等）は、総量規制のため、新規指定を原則行わない。

・地域密着型通所介護事業所（小規模デイサービス）は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及のため、新規指定を原則行わない。